

青森県報

第四百百六十五号

平成二十八年
六月二十七日
(月曜日)

目次

公印の廃止	(総務学事課) …… 一
生活保護法による施術者の指定	(健康福祉政策課) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定	(同) …… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課) …… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同) …… 二
公 告	
建設業者の許可の取消し	(上北地域局) …… 二
出先機関	
土地改良区の役員の内任及び退任	(中南地域局) …… 三
右 同	(同) …… 四

告 示

青森県告示第四百四十五号

平成二十八年三月三十一日、次の公印を廃止したので、青森県文書取扱規程（平成二十五年九月青森県訓令第十七号）第十一条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

公 印 の 名 称	印 影
三八地域県民局長印（地域連携部管理室分室専用）	
西北地域県民局長印（地域連携部管理室五所川原庁舎分室専用）	
西北地域県民局長印（地域連携部管理室つがる庁舎分室専用）	
上北地域県民局長印（地域連携部管理室分室専用）	

青森県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
竹島 直樹	十和田市東二十二番町一七の二一	平成二六・五・二四

青森県告示第四百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	指定年月日
竹島 直樹	十和田市東二十二番町一七の二一	平成二六・五・二四

青森県告示第四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保険調剤薬局タイキファー マシー城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の二〇 一階	平成二六・七・一
サンケアおいらせ薬局	上北郡おいらせ町上前田二一の七	"
ひいらぎ訪問看護ステーション	弘前市大字南大町一丁目一の三	"

青森県告示第四百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
スーパードラッグアサヒ城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の一九	平成二六・五・三

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十八年六月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 田中建築
- 二 氏名 田中 勝義
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字荒熊内一五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第五〇〇四六八号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十七年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十七日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	小山内 健一	平川市大光寺一滝本一五三	平成 二六・五・二〇就任
"	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	"

氏名	住所	就任及び退任の年月日
古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	"
石岡 政憲	弘前市大字小比内二丁目一三の二	"
小野 英喜	五所川原市大字鶴ヶ岡字鎌田三〇九の一	"
相馬 豊	弘前市大字大沢字下村元四三の一	"
瀧本 祐一	平川市大光寺二早稲田四六の二	"
一戸 宏樹	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉五三の四	"
相馬 秀則	の二 " 大字大巻字川瀬一一五	"
棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	"
堀口 忠明	平川市石郷村元一一四	"
工藤 繁廣	弘前市大字大清水三丁目四の二	"
松森 幸憲	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井六の二	"
佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	"
小笠原 進	" 大字田川字高松八三の一	"
木村 一彦	" 大字高瀬字一本柳一五八	"
今井 誠弘	平川市館山下扇田五六	"
工藤 正川	弘前市大字石川字石川二	"
坂本 安仁	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳一二八	"
工藤 國治	二 " 大字山道字押眠八二の二	六・五・一五退任
一戸 周逸	五所川原市大字藻川字川袋二	"
古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	"
棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	"
小山内 健一	平川市大光寺一滝本一五三	"
一戸 宏樹	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉五三の四	"
佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	"
樋口 勝彦	平川市日沼高田一七三	"
瀧本 祐一	" 大光寺二早稲田四六の二	"
相馬 秀則	北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬一一五	"

石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	〃
小笠原 進	五所川原市大字田川字高松八三の一	〃
相馬 豊	弘前市大字大沢字下村元四三の一	〃
三上 祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三	〃
堀口 忠明	平川市石郷村元一四	〃
工藤 繁廣	弘前市大字清水三丁目四の二	〃
木村 一彦	五所川原市大字高瀬字一本柳一五八	〃
今井 誠弘	平川市館山下扇田五六	〃
坂本 安仁	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳二二八	〃

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の新就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十七日

中南地域県民局長 柏 木 司

理事	佐山 勇	黒石市大字北田中字田中五の三	平成 六・五 一就任
〃	館野 哲雄	〃 大字下目内澤字目内澤堰末一八	〃
〃	今井 芳美	平川市八幡崎本林一五	〃
〃	北山 義男	黒石市大字中川字篠村一二二の五	〃
〃	鳴海 隆弘	〃 大字浅瀬石字清川五五の一	〃
〃	齋藤 公郎	平川市町居山元一四〇	〃
〃	山本 久行	南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田四の二	〃
〃	八木橋 和壽	〃 大字境森字佃一四三	〃
〃	小杉 繁一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡一二	〃
〃	成田 一二三	北津軽郡板柳町大字深味字深宮四九の	〃

理事	小野 育次郎	南津軽郡田舎館村大字高樋字宮本一五	六・五 一退任
〃	小杉 繁一	〃 藤崎町大字藤崎字村岡一二	〃
〃	佐山 勇	黒石市大字北田中字田中五の三	〃
〃	今井 芳美	平川市八幡崎本林一五	〃
〃	八木橋 和壽	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一四三	〃
〃	館野 哲雄	黒石市大字下目内澤字目内澤堰末一八	〃
〃	齋藤 公郎	平川市町居山元一四〇	〃
〃	山口 秀一	北津軽郡板柳町大字柏木字片田野六九の二	〃
〃	成田 清行	〃 大字牡丹森字鴨泊一八五の二	〃
〃	成田 一二三	〃 大字深味字深宮四九の三	〃
〃	佐藤 隆雄	黒石市大字中川字篠村一〇一の一	〃
〃	佐藤 莊一郎	平川市金屋中松元七七の一七	〃
監事	齋藤 喜洋江	南津軽郡藤崎町大字三ツ屋字上前田七六	〃
〃	葛西 廣美	平川市新屋栄館一二	〃
〃	野呂 武壽	黒石市追子野木二丁目一九一の二	〃
〃	今井 文雄	平川市町居南田三五の三	〃
〃	村山 幸男	〃 大字狐森字宮田一三三	〃
〃	成田 清行	〃 大字牡丹森字鴨泊一八五の二	〃
〃	種市 良三	黒石市大字西馬場尻字村元三五	〃
〃	山口 辰弘	平川市新屋町上沢田一の一	〃
〃	大谷 義昭	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田一の一	〃
〃	小野 久一	〃 大字依舂字東平岡一一五	〃

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口二枚二付十五円四十四銭